

JFA 夢フィールド利用規約

【目的】

第1条 この規約は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「JFA」という）が管理する JFA 夢フィールド内の施設（以下「本施設」という）を第三者が利用する場合に必要な事項を定める。

【利用の範囲】

第2条 JFA は、JFA の活動に支障が生じないと JFA が判断する範囲において、第三者（団体または個人）による本施設の利用を認める。

【利用者の資格】

第3条 本施設を利用することができる第三者について特段の定めは設けないが、その利用頻度等の状況に応じて JFA は貸与を制限することができる。

2 JFA は特定の第三者に対し、利用申し込みを拒絶する権利を有する。

【利用の申し込み方法と許可】

第4条 本施設の利用を希望する者は以下の手順により申し込みを行う。

- (1) JFA の公式ウェブサイトにて本施設の空き状況を確認し、利用の申し込みを行う。
- (2) JFA は、申し込み者の資格に問題がないことを確認した上で、利用者を選定し、必要な手続きについて連絡する。なお、本施設の同一箇所、同一時間帯について複数の第三者から利用申し込みがあった場合、JFA がその中から利用者を選定するものとする。
- (3) 利用者は施設利用料を支払い、JFA はこれを確認したうえで利用者に利用許可を与える。

【利用権利の譲渡等の禁止】

第5条 利用者は理由の如何にかかわらず、利用権利の一部または全部を第三者に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

【利用許可の取り消し等】

第6条 次の各号のいずれかに該当するとき、もしくはそのおそれのあるときは、JFA は利用者に対して利用許可の取り消し、停止、変更または制限（以下「取り消し等」という）をすることができる。

- (1) 本利用規約に違反したとき。
- (2) 利用者が JFA の指示に従わないとき。
- (3) 利用者の本施設利用状況や行為が公益を害する恐れが生じたときと JFA が判断したとき。
- (4) JFA が本施設を管理、運営する上で、利用者の施設利用状況や行為が不適切と認めたとき。
- (5) その他、やむを得ない事情により、JFA が本施設を利用する必要が生じたとき。

2 前項の利用許可の取り消し等により利用者に生じるいかなる損害についても、JFA はその一切の責任を負わないものとし、施設利用料の返還も行わない。

【利用期間および時間】

第7条 本施設の利用期間は JFA が定める。

2 本施設の利用時間は千葉県と協議の上、JFA が定める。

【施設利用料の減免】

第8条 JFA が必要と認めた場合、利用料を減額または免除することがある。

【利用者の遵守事項】

第9条 利用者は次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本施設は、県立幕張海浜公園の中に設置許可を受けて建設されたものであることを理解し、他の公園利用者の便益を妨げないこと。
- (2) 利用許可を受けた施設以外は利用しないこと。
- (3) JFA の許可なく物品販売などの営業活動を行わないこと。
- (4) JFA の許可なく横断幕、懸垂幕等の掲揚を行わないこと。
- (5) JFA の許可なく園内で車両を走行させないこと。
- (6) 危険物を一切持ち込まないこと。
- (7) 火気を使用しないこと。
- (8) JFA の許可なく電気機器等を利用しないこと。

- (9) JFA の許可なく設備、備品等を移動させないこと。
 - (10) 利用後は清掃を行い、利用時に発生した廃棄物、ゴミ等は利用者が持ち帰ること。
 - (11) JFA 関係者の指示に従うこと。
- 2 JFA は、利用者の貴重品を含む携行物等の盗難・破損事故及び人身事故については、その原因の如何を問わず一切の責任を負わない。利用者は、携行物等の管理に十分留意し、盗難等の防止を図ること。

【損害賠償】

- 第 1 0 条 利用者は、その利用の参加者の故意または過失により JFA が損害を被った場合、その損害に対し賠償の責めを負う。
- 2 利用者が本規約に違反したことにより JFA が損害を被った場合、利用者はその損害に対し賠償の責めを負う。

【遺失物の扱い】

- 第 1 1 条 本施設内での遺失物は、利用日から 1 ヶ月の間 JFA が保管した後、所轄の警察に届けることとする。

【改廃】

- 第 1 2 条 この規約の改廃は事務総長が行う。

附則

- 1 この規約は、2022 年 4 月 1 日から施行する。